

八十二長野資金集中・配分サービス利用規定

1. (八十二長野資金集中・配分サービス)

八十二長野資金集中・配分サービス(以下「本サービス」という)は、あらかじめお届出の「八十二長野資金集中・配分サービス利用契約書」(以下「契約書」という)および「八十二長野資金集中・配分サービス依頼書」(以下「依頼書」という)にもとづき、当行の本支店における貴社(貴殿)の本社等の預金口座(以下「親口座」という)と支社・営業所および関係会社の預金口座(以下「子口座」という)間で「振替による資金集中および資金配分」を当行が自動的に行うサービスです。

ただし、関係会社の口座を本サービスの対象口座とする場合には、貴社(貴殿)および関係会社は当行所定の書面により当行へ別途その旨届け出るものとします。

2. (八十二長野資金集中・配分サービス依頼書の受理等)

本サービスの対象となる貴社(貴殿)の支社等から依頼書を取りまとめ、当行のとりまとめ口座開設店に提出してください。

3. (振替方法)

(1) 資金の引落とし

親口座・子口座から資金の引落としは、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取り扱います。

(2) 振替基準残高

振替の基準となる残高は、子口座毎の「振替指定日の23時～24時の間の当行任意の時刻の支払可能残高」とします。

ただし、資金集中の場合は、「振替指定日前日の23時～24時の間の当行任意の時刻の支払可能残高から振替日当日の本サービス以外の口座振替契約による支払金額(原則として、振替前日まで当行に依頼のなされた支払金額)を控除した残高」を選ぶこともできるものとします。

(3) 振替不能の処理

当行は振替基準残高が、指定の金額に満たない場合等の事由により、振替不能の場合は入金督促等は行わず、当日の振替手続きは行いません。

4. (親口座・子口座の利用休止)

契約者は親口座・子口座について、毎日、23時～24時は資金異動を休止するものとします。

5. (手数料等)

契約者は当行に対して、当行所定の契約料・月間基本料・取扱手数料およびこれに係る消費税等相当額を支払うものとします。

月間基本料および取扱手数料は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出を省略して、契約書に契約者が指定した口座から毎月当行所定の日に前月分を自動引落でるものとします。

6. (免責)

(1) 本契約書、依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 当行の責に帰することのできない事由により、取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害等については、当行は責任を負いません。

7. (届出事項の変更等)

契約者において本サービスの利用に関わる届出事項について変更が生じる場合は、あらかじめ当行所定の方法で当行に届け出るものとします。

万一、この届出がなかったことにより生じた損害等については、当行は一切の責任を負いません。

また、子口座が解約された場合は、当該口座に関する契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

8. (サービス内容・規定の変更)

(1) 本サービスの利便性向上または本サービスの運用に支障をきたす恐れがある場合等は、当行は本サービスの内容を契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。

(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

9. (解約)

(1) 本サービスの解約は、契約者または当行の都合によりいつでも解約できるものとします。ただし、契約者が解約する場合は当行所定の書面により行うものとします。なお、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合に、その通知が延着し、または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(2) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合は、その事由が発生した時をもってこの契約は当然に解約されたものとします。当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。

ア. 支払の停止または強制執行、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立、その他支払不能の状態に至ったとき

イ. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

ウ. 相続の開始があったとき

エ. 本利用規定に違反するなど、当行がサービス停止を必要とする相当事由が生じたとき

(3) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行が契約者にその旨の通知を発信したときに解約されたものとみなします。

ア. 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき

イ. 1年以上の期間にわたり本サービスの利用がないとき

(4) 親口座・子口座の解約に伴う本サービスの解約

ア. 親口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。

イ. 子口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本サービスは解約されたものとみなします。

10. (契約期間)

本サービスの契約期間は、契約日から起算して1年間とします。

なお、契約者または当行から契約期間満了日の1ヶ月前までに特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに1年間契約を継続するものとし、以後同様とします。